

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく
特定事業主行動計画の令和6年度実施状況を公表いたします。

【目標1】 時間外勤務の削減

常勤職員の平均超過勤務時間を令和2年度実績より10%削減し、月10時間以下とする。

	月平均／人
男性	15.3時間
女性	12.8時間
計	14.2時間

令和6年度の実績は月平均14.2時間となり、目標を達成出来ていない。

※参考 令和2年度10.9時間、令和3年度7.0時間、令和4年度11.9時間、
令和5年度12.9時間

【目標2】 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得日数を令和2年実績から40%増加し、年間13日以上とする。

●令和6年度実績値

	令和6年度
日数	13日

令和6年度の年次有給休暇取得日数平均は13日となり、目標を達成した。

※令和2年度9日、令和3年度12日、令和4年度11日、
令和5年度13日

【目標３】職員に占める女性職員の割合の拡大

職員に占める女性職員の割合を４０％以上とする。

●令和６年度実績値

	令和６年度
事務局長（１名）	０％
次長（１名）	０％
課長（３名）	０％
係長	３３％
主査	２０％
主事	６２％
平均	３８％

令和６年度の実績は女性職員割合３８％であり、目標を達成していない。

※参考 令和２年度３８％、令和３年度３８％、令和４年度４１％、
令和５年度４５％

職員の給与の男女の差異の情報公表

① 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９５．４％
全職員	９５．４％

② 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—％
本庁課長相当職	—％
本庁課長補佐相当職	—％
本庁係長相当職	—％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

当広域連合の職員は、構成団体（県内自治体）からの派遣職員と広域連合で雇用する任期付職員及び会計年度任用職員のみで構成しています。

任期の定めのない常勤職員（派遣職員）については、派遣元（各市町）で情報を計上しているため、この表では派遣職員以外の職員の情報のみを公表しています。

なお、男女の給与の差異（95.4%）について、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち会計年度任用職員はパート雇用となっており、かつ全員が女性職員であるため、比較すると女性の給与の方が低くなるものです。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

以 上